

消食表第105号
令和2年4月1日

各
〔 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 〕 殿

消費者庁次長
(公 印 省 略)

「登録試験機関の登録等について」の一部改正について

今般、健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）が施行されました。

このため、「登録試験機関の登録等について」（令和元年7月1日付け消食表第153号）を別紙新旧対照表のとおり当該法律の施行に伴う改正を行いましたので、御了知願いますとともに、貴管下関係者等に対する周知をお願いします。